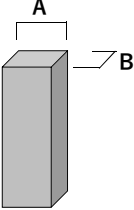


住宅総合支援事業（新築住宅工事） よくある質問

	質問	回答
1	住宅の延床面積の算定方法を教えてください。	住宅の用途に供する部分の各階の床面積の合計です。物置（別棟の場合は除く）も住宅の用途に供する部分に含まれますが、インナーガレージ等、住宅と自動車車庫が一体となっている場合、自動車車庫の部分の床面積は除外されます。
2	他の支援制度との併用はできますか。	国や県の支援制度も含め、併用できます。
3	3月中に基礎工事を行っているのですが申請できますか。	申請できます。ただし、軸組工事を開始する前に申請するものに限ります。
4	酒田市外で事業をしている親戚に工事を依頼するのですが、申請できますか。	申請者と施工者（代表者に限る）が四親等以内の親戚関係にある場合は、補助金の利用ができます。申請時に親戚関係を示す書類（戸籍謄本等）の提出が必要です。
5	全国にあるハウスメーカーに工事を依頼するのですが、申請できますか。	施工者は山形県内に本店があり、酒田市内に事業所・営業所がある法人、または、個人事業者であることが条件です。国で行っている支援制度をご確認ください。
6	抽選となった場合、抽選会には出席しなければなりませんか。	抽選は基本、建築課の職員が行いますので出席しなくとも構いません。抽選会場での見学やご自身で抽選をすることもできます。また、急に来られなくなった場合も、職員が代わりに抽選を行います。
7	中間報告時に断面寸法がわかる工事写真を提出する必要があるようですが、撮影の方法を教えてください。。	酒田産木材使用量が多い部位で代表的なものを <u>3箇所以上</u> を選んで撮影してください。例えば柱の場合、下図のAとBの両方の寸法がわかるように撮影してください。 
8	補助金の申請後に住宅の計画を変更したのですが、手続きは必要ですか。	申請の内容に変更が生じた場合は、変更承認申請をして、承認を受ける必要があります。ただし、次の場合は軽微な変更として、申請の必要はありませんが、②～④の場合は <u>変更に関わる部分の図面を提出してください</u> 。 ①酒田産木材使用量の変更（延床面積が増加しないものに限る） ②間取りの変更（延床面積が増加しないものに限る） ③配置の変更 ④仕上げ、開口部の位置・大きさの変更 ⑤工事期間の変更 【変更承認申請に必要な書類】 ・補助事業等変更申請書（様式第4号） ・変更に係る部分の図面
9	工事が完了しましたが、引っ越し前に実績報告をしてもいいですか。	申請時と住所が変わる場合、新しい住宅に転居し、住民異動の手続き後に実績報告をしてください。また、提出書類である実績報告書及び市請求書には転居後の住所を記載し、住民票の写しを提出してください。
10	実績報告が期限までに間に合わなかった場合はどうなりますか。	補助金の交付が取消しとなります。